

サービスの変更などをお知らせします

制度の改正で
8月からサービスが
一部変わります

介護保険制度と 委員の募集

問合せ 福祉課 ☎内線 232 ~ 234

③

高額介護サービス 費の上限額が 変わります

同じ月に利用したサービスの利用者負担が一定額を超えた場合には「高額介護サービス費」を後から支給しています（要申請）。課税所得が145万円以上の場合（現役並み所得相当）は、その一定額が44,400円に引き上げられます。

※課税所得が145万円以上の場合でも、世帯内にいる65歳以上の人の収入が①一人のみの場合383万円、②二人以上の場合520万円未満の場合には、一定額を37,200円とします。

②

特定入所者 介護サービス支給 要件が変わります

介護保険制度では、所得の低い人が施設サービスを利用する際、食費・居住費（滞在費）の一定額以上を保険給付しています。その支給要件が変わりましたのでお知らせします。

《主な変更点》

- 1 世帯分離している配偶者がいる場合には、その所得も勘案されます。
- 2 預貯金等も勘案し、単身であれば1,000万円以下、夫婦は合計2,000万円以下であることを要件に追加します。

①

一定所得以上の 利用者負担が 2割に

7月までは所得に関わらず、介護保険サービスを利用する場合には費用の1割を負担していただいています。8月からは原則、合計所得金額160万円（単身での年金収入のみで280万円）以上の利用者は、負担が2割になります。

8月からは、負担割合に関わらず、介護サービス利用時に「負担割合証」の提示が必要です（今までどおり水色の介護保険証も必要です）。7月中旬に、若草色の負担割合証を要支援・要介護認定者全員にお送りしますので、ご確認ください。

委員の募集と町からのサービスをご案内

福祉に関する計画の
策定・運営に参加しませんか？



介護保険事業計画等
運営委員会の委員募集

地域福祉計画策定
委員会の委員募集

高齢者福祉や介護保険にか
かる事業を審議するため、介
護保険事業計画等運営委員
会、地域包括支援センター運
営協議会、地域密着型サービ
ス運営委員会を設置していま
す。

資格 町介護保険の被保険者
で、三つの委員会の委員と
して活動できる人

定員 2人

申込み 福祉課にある申込書
を提出（作文審査です）。

☎内線 2334

締切 7月31日（金）

高齢者福祉、障害者福祉、
児童福祉などの様々なニーズ
に対応するためには、住民主
体の地域福祉活動が重要にな
ります。そこで、社会福祉協
議会と協働で策定する地域福
祉計画の策定委員を募集しま
す。

資格 町在住で委員として活
動できる人

定員 2人

申込み 福祉課にある申込書
を提出（作文審査です）。

☎内線 2334

締切 7月31日（金）

緊急通報システム



高齢者のもしもの時に備えた
安心を提供します！
（費用無料※一部負担の場合あり）

体調急変時に緊急ボタンを
押すほか、24時間人の動きが
ないと警備会社につながりま
す。突然倒れて身動きがとれ
ない時にも対応でき、希望者
には警備員が駆けつけること
もできます。

【新たな対象者】

・世帯全員が75歳以上で、そ
のうち一人が要介護1以上
で安否確認が必要と判断さ
れる場合（町民税課税者は
月額1400円）

問合せ 福祉課

☎内線 2322～4

配食サービス



食事づくりが困難な65歳以
上の一人暮らしの人などを対
象に、1食500円で管理
栄養士の指導によって作られ
た夕食を配達します。

温かいうちに、温かい状態
のものを直接手渡しでお届け
するので、栄養面からも、安
否確認の点からも、安心でき
るサービスです。

問合せ 福祉課

☎内線 2322～4